

笠間市議会建設産業委員会記録

令和8年3月6日 午前9時58分開会

出席委員

委員長	長谷川 愛子 君
副委員長	安 見 貴志 君
委員	村 上 寿之 君
〃	石 井 栄 君
〃	小藺江 一三 君
〃	石 崎 勝三 君

欠席委員

委員	飯 田 正 憲 君
----	-----------

出席説明員

産業経済部長	礪 山 浩行 君
上下水道部長	植 本 純平 君
商工課長	桑 嶋 一志 君
商工課長補佐	山 本 明子 君
商工課主査	横須賀 学 君
商工課主査	片 岡 昌之 君
観光課長	山 内 一正 君
観光課長補佐	藤 井 伸広 君
観光課主査	塩 田 誠 君
水道課長	古 木 滋 君
水道課長補佐	田 中 英樹 君
水道課主査	中 田 雄久 君
水道課主査	鈴 木 恵寿 君

出席議会事務局職員

議会事務局次長	石 井 謙
係 長	神 長 利久

議 事 日 程

令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）

午前 9 時 5 8 分開会

1 開会

2 案件

（１）付託案件の審査

- ・議案第 6 号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

午前 9 時 5 8 分開会

○長谷川委員長 それでは、建設産業委員会の皆様並びに執行部の皆様方におかれましては本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は 6 名であります。欠席委員は、飯田委員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申出がありましたので、御報告をさせていただきます。

本日の議案説明のため出席を求めたものは、タブレットに掲載した資料のとおりです。
また、議会事務局より、石井次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いいたします。

○長谷川委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。
それでは審査に入ります。

審査は、審査日程表により、課別、議案別に行います。

初めに、産業経済部商工課が所管いたします、議案第 6 号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 商工課の桑嶋です。よろしくお願いいたします。

議案第 6 号について御説明させていただきます。

本案につきましては、石の百年館の効果的かつ効率的な運営を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

2 ページをお開きください。

第5条第2項第1号の定期休館日を、従来の月曜日に加え火曜日、水曜日を追加し、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、以降直近の土曜日または日曜日でない日とするものでございます。

第5条第2項第2号につきましては、年末年始の休館日について、第1号と合わせた表記に修正したもので、内容についての変更はございません。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 今、説明があった件ですけれども、説明では効果的、効率的な運営をするためという説明がありましたけれども、これで見ますと、変更になるのは週1回、月曜日の休館日を、今度は月曜日に加えて火曜日、水曜日と3日間休館日にするということになっておりますが、効果的、効率的な運営と3日間の休館日との関係はどういうふうな関係なのか、御説明いただきたいと思います。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 効果的、効率的なところということなのですが、そもそもの、全協のときにもちょっと資料は提示させていただいたのですが、月、火、水の来館者数というものは、曜日ごとの来館者数がありまして、月曜日はもともとお休みですので、祝日の際には開館している状況でございます。火曜日と水曜日につきましては、現在1日10名を割っているような状況でありまして、週末に向かっていくにつれて10名を超えていくような、週末は20名を超えるような来館者数があるような状況となっております。

そのため、来館者が少ないところを休館とさせていただきまして、委託の中で動いている運営管理費のほうの圧縮を含めた上で、効率的というふうに考えております。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 石の百年館というのは、私の記憶では初めは中野組石材のほうに、奥まったところにありましたよね。それが稲田駅の脇に移設されて新しくなって、大分内容も充実されてきているということで、私も何回か行ってまして、夏休みは小中学生の課題学習に役立つような企画もされていますよね。

それで、私が何回か行っているときに県外からも来ている人がいまして、ちょっと話をしたら、稲田の石について東京駅や何かで使われているとかということで関心がある首都圏の方の人がいましたね。御年配の方でしたけれども県外からの人も来るということで、平日でしたね。休みではなくても、人数が少なくても、来る人がいるのですよね。

そういうことを考えて、経費もかかるかもしれませんが、この経費というのは、シルバー人材センターか何かに委託して、運営とかやっているのですかね。それは、どういう。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 委託につきましては石材組合、石のことなので、ちょっと専門的な知識が必要となりますので、石材協同組合のほうに委託しております。

この日程の変更につきましては、石材協同組合と協議した上で決定をさせていただいたという経緯がございます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 これに関して要望も含めてなのですけども、稲田には石の百年館をはじめとして石切山脈というのが今度できまして、休日などは結構人が来ているのですよね。それから、西念寺もありまして、それから稲田駅の南側には大きな酒蔵もありまして、NHKで石切山脈とか酒蔵のことが全国放映されたりして、笠間の観光のスポットとしては大分注目されている場所ではないかと思うのですよね。

郷土の非常に重要な石材に関する郷土学習とか、そういうものも含めて、もっと課を横断して施設の活用方法を考えると、笠間の振興や子どもの学習などにも大変郷土学習にも役立つ施設だと思いますので、当面こういうことで経費削減になるということで合意してやっていると思うのですが、今後そういうことも検討して、笠間の地域振興や子どもたちの郷土学習に役立てるようなシステムをつくっていただけるとありがたいなと思っておりますので、ぜひ教育委員会とか観光課とも協議の上、そういう方向性をちょっと検討していただければありがたいなと思っておりますので、その辺のことで何かありましたら。

○長谷川委員長 礪山産業経済部長。

○礪山産業経済部長 課をまたいで、全庁的な取組としてという御質問かと思います。

石の百年館、石材組合と協議の上、休館日を増やしたということでございますが、積極的に子どもたち向けのワークショップ等を行っておりまして、来ない日は休館にするけれども、開けている週末に向けては積極的なプロモーションや我々産業経済部の中でも行ったりとか、人気が出るようなワークショップなどを継続して、使わないものではなく、使える日にもっと有効に使おうという施策を打っての今回の条例改正ですので、その辺御理解いただければと思います。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

小藺江委員。

マイクを口元に近づけてください。ありがとうございます。

○小藺江一三委員 単刀直入に、正直に言って、お客様が少ないから休館日を増やして、火曜日に来る人は水曜日に一緒にと、そういうふうな説明にも聞こえたのだけれども、稲田の石と言えば、一世を風靡した時代もあるわけだ。大方、石井委員のほうから話が出た

ようだけれども、石の百年館と石にばかりこだわってないで、いろいろ何か工夫はあると思うのだけれども、そういうことは考えなかったの。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 御指摘ありがとうございます。

石の百年館、当然石のものでありますので、石に関する展示は当然されております。それ以外に、企画展といたしまして全く違うジャンルのものというのはなかなか難しいので、展示はしておりませんが、鉱石であったり石に関する宝石なども含めた、そういった企画展を行いまして、石に関する企画展を年間行っております。今後も、それは強化して実施していこうと考えております。そちらのほうで御理解いただければと思います。

○長谷川委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 石井委員と同じような意見になってしまうかもしれないが、石にばかりこだわらないで、あの地域、石切山脈があったり何かがあったりという、石井委員からもあったように、石にばかりこだわらないで、来客があるような方法を考えたらどうだと言っているのだよ。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 承知いたしました。

そちら、課の中、産業経済部の中横断的に、観光客が来場いただけるような施策を考えていきたいと思います。

○長谷川委員長 小藺江委員。3回目です。

○小藺江一三委員 石の百年館だから、石の歴史のことを展示するのはこれはごもっともな話で、繰り返し、もう少し一点ばかり見つめてないで、少し顔を上げて、稲田地域をぐるっと見て、石の百年館を中心にしてこうやれば来客数が増えるかなとか、そこら辺を考えてみろということを言っているのだよ。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○長谷川委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 11 分休憩

午前 10 時 12 分再開

○長谷川委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課が所管いたします、議案第 7 号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課長の山内です。よろしくお願いいたします。

議案第 7 号の北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案は、老朽化により使用を停止しておりました北山公園のローラー滑り台の撤去工事が昨年11月に完了したことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

2 ページをお開きください。

第 3 条の表ですが、改正前でございますが、施設の名称は、その他付随する施設、整備内容のうち、ローラー滑り台 1 基を削除をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第 7 号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 これに関連してちょっとお聞きしたいのですが、北山公園のローラー滑り台があったところの上に展望塔がありますよね。展望塔というのは、施設、どういう位置づけになっているのですか。この施設設備に関する施設には、入らないのですか。これは、どういう位置づけになっているのでしょうか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 公園の施設の一部として入ってございます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 これは、施設の名称の中に、展望塔というのは入れなくて大丈夫なのですか。このほかの条例にあるのですか。

○長谷川委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 関する条例の第3条の中に、管理棟あるいはオートキャンプ場、バーベキュー場、展望塔とございまして、このローラー滑り台、水車、それからトイレ2棟という部分については、その他付随する施設というところに振り分けをされておりますので、このお示しした改正の表には載っていないということでございます。

○石井 栄委員 分かりました。

○長谷川委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前10時15分休憩

午前10時17分再開

○長谷川委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、上下水道部水道課が所管いたします、議案第8号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 水道課です。おはようございます。

議案第8号をお開き願います。笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第8号は、笠間市の水道事業給水条例、公共下水道条例、農業集落排水処理施設条例の一部を改正するものでございます。

提案理由は、災害その他非常の場合における給水工事及び排水設備工事の対応を見直すものです。

次の2ページをお願いいたします。

2ページ上から、水道事業給水条例、続いて第2条は公共下水道条例、次の3ページ、続きまして第3条は農業集落排水処理施設条例の改正でございます。内容は、同様でござ

います。

2 ページへお戻りください。お手数かけます。2 ページで御説明させていただきます。

水道事業給水条例の改正内容は、アンダーラインの部分になります。アンダーラインの部分、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。」とするものでございます。

この改正は、国土交通省からの通達によるものでございます。公共工事ではなく、民地内部の水道工事や下水道工事についてでございます。通常の場合は事前に申請登録した指定工事店でなければ工事できないと定められておりますが、令和6年1月の能登半島地震のような災害時に、地元の指定工事店自身が被災してしまうこと、また様々な工事の需要が工事業者に集中することなどによりまして、工事をできる事業者の確保が困難になることが想定されます。このため、地元事業者が被災するような災害時、地元の指定工事店が被災するような災害時には、他の市町村で指定工事店の登録を済ませている事業者にも工事実施が可能となるように改正して、早期復旧を図るものでございます。

説明は以上です。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 災害に遭ったときに、近隣の市町村から関係者に支援を受けるということとは必要になる場合があると思いますが、それに関しまして、現在笠間市の中に指定工事店というのが幾つあるのですか。

○長谷川委員長 水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 214者ありまして、市内が43者でございます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 214者というのは、どこ。市内ですか。

○長谷川委員長 水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 市内が43者で、市外が171者です。

○石井 栄委員 市外がね。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、全体で214者というのは、43者の市内の業者プラス他の市町村ということで、これは県内ということですか、214者というのは。

○長谷川委員長 水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 市外が171者です。

県内と限ったことではありません。大工さんからお付き合いがあつてお仕事をもらえば、

県境を越えた益子町の業者もあります。

○石井 栄委員 分かりました。

○長谷川委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退室のため、暫時休憩いたします。

午前１０時２１分休憩

午前１０時２２分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で今期定例会において建設産業委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

審議いただきました議案の結果については、定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については委員長及び副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議ありませんので、私と副委員長に一任させていただくことと決定いたしました。

以上をもちまして、建設産業委員会を閉会いたします。

午前１０時２３分閉会